

## 防衛省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
78	<p>多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得していくても、準中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加していくことから、消防活動に支障となることを理由として、免許免除制度の改善等を他者と調整すべきではないか、さらに、準中型免許取得費用の削減等の制度の改修成や普通免許で運転可能な消防車両開発のほかに、現場の支援を解消するための施策を検討すべきではない。</p> <p>○第1次回答において、現行制度での対応の可否について各省庁から回答をいただいたが、運転免許制度による消防団活動の支援に対するには、どのような施策を実施できるのか、ということを、各省庁の件を踏まえて検討していただきたい。</p> <p>○消防団活動支援等についても、将来的にならうことが容易に想定できる」ということを改めて認識いただき、できる限り少ない時間で準中型以上の消防車両の運転が可能となるよう制度を一早く創設することは、消防団員の免許取得の負担軽減につながる。消防車両を運転できる人の確保に貢献することを踏まえ、消防団員又は消防学校を受講する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能教習を受けられることを明らかにしていただきたい。</p> <p>○また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受け入れについて、再検討いただきたい。</p>	-	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 総務省において、準中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を国として支援するため、運転免許制度の改善等を他者と調整すべきではないか、さらに、準中型免許取得費用の削減等の制度の改修成や普通免許で運転可能な消防車両開発のほかに、現場の支援を解消するための施策を検討すべきではない。</p> <p>○ 警察庁において、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」の記載に「年齢や運転経験年数に關係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく」とあるが、御指摘のように、運転免許制度の見直しについて検討していただきたい。</p> <p>また、自衛隊自動車訓練所での技能教習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を受けたした消防団員の準中型免許の免許取得を可能とすべきではないか。</p> <p>○ 防衛省において、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」の記載に「年齢や運転経験年数に關係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく、そのような場合自衛隊法第100条の2第1項の「他に教育訓練の施設がないと認めるとさきに該當するものと認定し、自衛隊自動車訓練所で消防団員の教育訓練を受け入れるべきではないか。</p> <p>要望されている消防団員に対する自衛隊の自動車教習所での教育訓練の受託については、まず、自衛隊法施行令第126条の2が定める技術者の範囲に含まれていない。また、自動車運転技術の習得は、一般に民間の自動車教習所において行われるものであり、自動車教習所が全国に多数存在することを考えれば、「他に教育訓練の施設がないと認めるとさきの要件を満たすとは言えない」として法律の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについての御指摘を賜りたい。</p> <p>なお、各自衛隊においても、施設等の割約から、受講可能人数が限られているたま、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用している状況である。</p>	【警察庁、総務省】 <p>総務省消防庁及び内閣府地方分権改革推進室が連名で、全市町村に対して実施している消防団員の普通免許の取得に係る支障事例の調査等も踏まえ、関係省庁において、消防団員の普通免許の取得をより容易にする仕組みを検討するための取組を検討する。</p> <p>【防衛省】</p> <p>「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」の記載に「年齢や運転経験年数に關係なく中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく」とあるが、御指摘のようございません。</p> <p>その上で、防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定める技術者の教育訓練を実施するとの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるとさきは、自衛隊の駐屯地等に支部を生じた際は、当該委託を受けた施設に該當する」とあります。一方で、自衛隊法施行令第126条の2において、「他に教育訓練の施設がないと認めるとさきに該當するものと認定し、自衛隊自動車訓練所で消防団員の教育訓練を受け入れるべきではない」としての御指摘を賜りました。</p> <p>要望されている消防団員に対する自衛隊の自動車教習所での教育訓練の受託については、まず、自衛隊法施行令第126条の2が定める技術者の範囲に含まれていない。また、自動車運転技術の習得は、一般に民間の自動車教習所において行われるものであり、自動車教習所が全国に多数存在することを考えれば、「他に教育訓練の施設がないと認めるとさきの要件を満たすとは言えない」として法律の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについての御指摘を賜りたい。</p> <p>なお、各自衛隊においても、施設等の割約から、受講可能人数が限られているたま、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用している状況である。</p>	【警視庁】